

第 8 回移動等円滑化評価会議東北分科会 議事録

2026 年 8 月 27 日 13:30~15:30

東北運輸局 佐藤

それでは定刻となりましたので、只今より第 8 回移動等円滑化評価会議東北分科会を開催いたします。本日はお忙しい中、本分科会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日の司会を務めます東北運輸局交通政策部共生社会推進課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。本日はオンラインと併用での会議となります。オンライン出席の委員の皆様におかれましては、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。なお本日は、東北運輸局長が用務の都合により出席が叶わない旨ご連絡申し上げます。ご了承いただきますようお願い申し上げます。それでは、開会にあたりまして、東北運輸局交通政策部長の岩淵よりご挨拶申し上げます。岩淵部長、よろしくお願いいたします。

東北運輸局 岩淵交通政策部長

東北運輸局交通政策部長の岩淵でございます。本日はお忙しい中、第 8 回移動等円滑化評価会議東北分科会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より国土交通行政、とりわけバリアフリー施策の推進にご理解ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。さて東北地方のバリアフリー施策の推進につきましては、委員の皆様をはじめ、関係者の皆様のご協力のもと様々な取組を進めているところでございます。しかしながら、誰もが安全かつ円滑に移動できる環境の実現に向けては、依然として様々な課題が残されており、ハード・ソフトの両面から継続的な取組を進めていくことが重要でございます。こうした中、令和 8 年度からバリアフリー施策に関する新たな整備目標に基づく取組がスタートしております。心のバリアフリーや、当事者参画の推進など、ソフト面も含めた総合的な取組が位置づけられ、数値目標の見直し、対象範囲の拡大、ICT の活用、地域特性を踏まえたまちづくりの推進など、より実効性の高い施策の展開が求められているところでございます。今年 6 月に、視覚障害者団体の全国大会シンポジウムが仙台で開催され、私もパネリストとして参加させていただきました。各種団体の方々から鉄道駅の無人化が多くなされている中での共生型の駅運営や地域の足の確保にあたってはスマートフォンなどのデジタルに頼ることなくアナログな手法も残し「誰一人取り残さない」仕組づくりをとの要請も受けております。東北運輸局といたしましても、委員の皆様や移動に困難を感じておられる方々のご意見を踏まえなが

ら、新たな整備目標の達成に向け、誰もが安全・安心で快適に移動できる環境づくりに取り組んでまいります。本日の分科会は、東北地域におけるバリアフリー施策の現状、あるいは課題を共有する大変貴重な機会となっております。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

東北運輸局 佐藤

それでは、議事に入る前にお配りしております資料の確認をさせていただきます。資料は議事次第、出席者名簿、配席図、そして右肩に資料番号を付しております資料として資料1、資料2、資料3は枝番号になっておりまして、資料の3の1から資料の3の4まであります。続きまして、資料4、資料5、資料6となります。そして、参考資料としまして参考資料の1から5までございます。以上となりますが、対面参加の皆様におかれましては、資料の不足等ございましたらお知らせください。本日はオンライン併用の会議のため、発言者様が明確になりますようご発言いただく際は、ご所属とお名前をお話しいただいた後、ご発言をいただきますようお願いいたします。オンライン参加の方のご発言の際には挙手ボタンやチャット機能などをご利用いただき、意思表示をお願いいたします。なお、誠に恐れ入りますが、本日の出席者様のご紹介につきましては、お手元に配布しております出席者名簿にかえさせていただきたいと思いますが、岩手県交通政策室の森外特命課長様にご欠席となり、代わりに交通政策室の小笠原主事様に出席いただくこととなりました。また、日本オストミー協会岩手県支部の川村委員におかれましてはオンラインで出席予定でございましたが、急遽欠席となりましたので、お知らせをさせていただきます。それでは議事に移ります。ここからの議事進行につきましては、分科会長の岡先生をお願いいたします。岡先生、恐れ入りますが、ご挨拶も含めまして、ここからの進行、どうぞよろしくお願いいたします。

岡会長

はい、わかりました。東北福祉大学の岡といいます。今日、含めて8回目の委員会なんですけど、1回目からずっとこの席におりましていろいろ紆余曲折ありながら、今日に至っているわけなんですけれども、前回の委員の皆様方からのご意見を踏まえまして、今回いろいろと工夫を凝らして、事務局と相談をしながら、皆様から意見をもらって、その交換をしていくところにウエイトを置き、東北として特色のある活動などを全国に情報として提供し、いろいろと頑張ってるんだよというところ

を発信していきたいなということもあり、この場でいただいた様々な意見、取組、アイデアも含めましてぜひ皆さんと共有をしながら、議事を進めていきまして、今回なんらかの形で移動等円滑化評価会議に対して示せるようなものを持っていきたいなというふうに考えておりますので、ぜひ皆様進行にご協力をお願いいたします。議事の本題に入る前に分科会の設置基準の改正がございます。内容に関しては事務局の方からご説明をしていただくということでお願いしたいと思います。

東北運輸局 田村課長

事務局の東北運輸局共生社会推進課長の田村と申します。どうぞ、よろしくお願い致します。ここからは着座にて説明させていただきます。こちら資料6になります。分科会の設置についての改正概要について説明させていただきます。東北運輸局の組織改正に伴って、事務局の設置部署を交通政策部消費者行政・情報課という課名から、共生社会推進課に改めるものです。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

岡会長

組織改正に伴いその課の名称が変わったということの内容になりますので、皆様に確認をいただいたということで、この件に関してはよろしいでしょうか。（異議なし）それでは本題の方に入っていきたいと思います。引き続き事務局の方からお願いいたします。

東北運輸局 田村課長

はい。引き続き事務局から説明をさせていただきたいと思います。共生社会推進課長の田村と申します。資料1は、東北における基本方針に定める移動等円滑化の令和6年度末における目標達成状況を取りまとめたものです。こちらの資料も含めて、資料一切は委員の皆様には事前に送付させていただきました。内容についてご意見を頂戴しております。本日はお時間の都合もあるため、頂戴しましたご意見に対する、見解のみお話させていただきます。共有しているのはこの資料1になりますが、その他、資料2の方では委員の皆様から頂戴しましたご意見が載っておりますので併せて確認していただきながら聞いていただければと存じます。なお、この場において見解を述べさせていただくのは、資料2の1ページから3ページにある事例、番号は1から14番の意見に対してとさせていただきます。お話する流れとしましては、まず東北運輸局に関連する内容についての見解をお話しさせていただ

て、その後、東北地方整備局関連の見解をお伝えします。まず1ページ目になります。ここは第三次目標の概要を記しております。資料2の1番にありますとおり、バリアフリー法施行20年という節目を迎えることについて、ご意見を頂戴しておりますのでお話しさせていただきます。バリアフリー法制定から20年が経過して施設等のバリアフリー化は着実に進展している一方で、目標未達の分野や地域間格差が残ることも事実と認識しております。また整備率だけでなく当事者が実際に利用できているかという実効性の視点は重要であり、いただいたご意見につきましては、今後の評価や施策検討の参考とさせていただきたいと思います。あわせて20年を契機とした啓発活動に関するご提案については、本省へ共有いたします。次のページです。2ページになります。資料2は番号2番で、新幹線におけるホームドアの整備目標についてのご意見をいただいております。このページの表、鉄軌道のホームドア可動式ホーム柵の設置番線数については2025年度末までの整備目標の3000番線に対しまして、2024年度末時点で2830番線が整備されております。ご意見がありました新幹線ホームドアの整備目標の設定につきましては、引き続き本省と連携しながら検討してまいります。また、東北地方の新幹線各駅における設置状況及び今後の整備予定につきましては、次回以降の資料に反映できるよう努めて参ります。続きまして、7ページになります。こちらは東北の鉄軌道駅におけるバリアフリー化の推移を示しているグラフとなります。段差解消と障害者用トイレは高い水準にありますけれども、視覚障害者誘導用ブロックと案内設備に関しては、依然として低い状況となっております。次、8ページです。段差解消は全体として高水準でありますけれども、岩手県と福島県では、全国平均を下回っている状況になります。一方、案内設備は全県で全国平均を下回っており、特に山形県は未整備となっております。東北における最大の課題は案内設備の整備ということになります。資料2のご意見の3番と4番で、段差解消や障害者用トイレの整備が進む一方案内設備の整備率は低く、特にサインや情報保障の遅れが課題、利用しやすい環境の実現に向けて、整備の加速と民間、当事者団体との連携強化が求められる、というご趣旨のご意見をいただいております。案内設備等のサイン系設備につきましては、引き続きガイドラインを尊重した取組が進むよう働きかけるとともに、補助金の活用による導入支援を適切に行ってまいります。また、5番では地方部で特に課題となっている無人駅、時間帯無人駅への対応について、事業者の問題意識や、今後の改善策を伺いたい、とのご意見を頂戴しております。無人駅、時間帯無人駅の対応については障害当事者団体、鉄道事業者及び国土交通省による意見交換を踏まえて、駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドラインが作成され、公表されております。今後も案内、情報提供、事前連絡、乗降介助の充実など、ガイドラインを尊重した取組が進むよう、働きかけて参ります。次、18ページになります。乗合バスのバリアフリー化の状況について、まずはノンステップバスの導入状況です

が、全国におけるノンステップの導入状況はグラフに示すとおり着実に進んでおります。ただし、東北の達成率は62%で全国平均および目標値を下回っております。次、19 ページです。リフト付きバス等の導入率は全国でも6%程度で、目標との乖離が大きい状況にあります。適用除外車両につきましても、可能な限りバリアフリーを進める必要があります。次、20 ページになります。ノンステップバスは東北全体で62%となっております。宮城県が最も高く、青森県と岩手県は低い状況となっております。リフト付きバス等は東北全体で1%台に留まっています。バス車両のバリアフリー化について、資料2の6番のご意見にありますとおり、いくつかご意見を頂戴しております。まず一つ目として、リフト付きバスの導入状況が低いため、果たして車椅子使用者が利用できるのかといったご意見についてです。一部の路線ではリフト付きバス等により利用可能ですが、導入台数が限られているため、利用できる路線や便は限定的となっております。このため、さらなるバリアフリー化が必要と認識しております。続きまして、リフト付きバスの導入が進まない要因と必要な取組についてですが、導入が進まない主な要因は、車両の価格や維持管理費の負担に加えて、人手不足や厳しい経営状況というのがあります。このため、国の補助制度の活用や車両更新に合わせた導入促進が必要と考えております。次に、第四次目標における取組についてですけれども、バリアフリー車両の導入促進に加え、障害当事者団体や交通事業者等と連携して、高齢者や障害者等が利用しやすい交通環境の整備を進めてまいります。次に、貸切バスのバリアフリー車両の導入状況になります。2024 年度末時点での東北における導入状況をお伝えします。まずノンステップバスですけれども、合計14台で、うち宮城県が6台、福島県が5台となっております。リフト付きバスにつきましては、合計94台で、うち78台が宮城県となっております。スロープ付きバスにつきましては、岩手県が1台、宮城県が2台の合計3台となっております。第四次目標では、バリアフリー車両の導入促進と利用しやすい交通環境の整備を進めることとしております。東北運輸局としましても、関係自治体、交通事業者及び障害当事者団体等と連携しながら、公共交通のバリアフリー化を推進して参ります。次、21 ページです。福祉タクシーは全国で約6万台まで増加しており、着実に導入が進んでおります。一方目標達成にはさらなる普及が必要です。次、22 ページです。東北のUD タクシー導入率は11%と全国平均を下回っており、福島県を除く各県で導入拡大が課題となっております。これについて資料2の7番と8番のご意見をいただいております。ご意見の趣旨としましては、東京都や鳥取県の導入促進要因を分析し地方部へ展開するとともに、導入台数だけでなく、予約のしやすさや利用実績、乗務員研修など、実際の利用環境の改善を進めるべき、というものです。UD タクシーに関する不適切な事案については、その都度、是正対応を行っております。一方で、利用実績等の詳細な指標の公表につきましては事業者の人手不足等を踏まえると、新たな事務負担を求めることは困難と考

えております。また、地方部で導入が進みにくい要因としましては、車両価格の高さやLP ガススタンドの減少などが考えられます。なお、鳥取県では、県、日本財団、及びタクシー協会が連携した取組と財政支援により、高い導入率につながっていると承知しております。続きまして、9 番のご意見ですが、軽自動車タクシーの導入に伴い、車椅子対応車両の確保に配慮するとともに、将来的な UD タクシー基準の検討にあたっては、障害当事者の意見を十分反映していただきたい、といった内容となっております。軽自動車タクシーの導入は、乗務員不足への対応等を目的とした施策となっております。導入は各事業者の判断となりますけれども、東北管内での導入状況については当面モニタリングをしております。続きまして 41 ページです。こちらはバリアフリーのマスタープランおよび基本構想を作成している自治体数の状況をお示ししております。こちらにつきましては、令和 7 年度末時点での状況についてお示ししております。まずマスタープランについてです。令和 7 年度末時点で、全国で 54 市区町において作成されており、作成率としては約 3.2%となっております。次に、基本構想についてですけれども、全国で 338 市区町村において作成されており、作成率は約 19.5%です。人口規模が比較的大きい市・区に絞ってみると、マスタープランの作成率は 6.4%、基本構想の作成率は 37.3%と全国平均を上回っております。また、政令市、中核市、特別区では、基本構想の作成率がそれぞれ 100%、91.9%、91.4%と非常に高い水準にあります。続きまして、47 ページです。こちらは東北各県における基本構想とマスタープランの作成自治体の一覧となっております。後ほどご確認いただければと思いますが、マスタープランを作成している自治体は、こちらに記した 8 市となっております。基本構想を作成している自治体は、15 の自治体となっております。マスタープラン、基本構想の作成状況については、資料 2 の 12 番、13 番のとおり、東北地域の策定率が向上する取組を進めるとともに、策定後の定期的な評価、見直しを通じて、計画の実効性を確保していただきたいといったご趣旨のご意見を頂戴しております。いただいたご意見につきましては、本省に共有してまいります。また、移動等円滑化促進方針及び基本構想の策定、更新に向けて全国の事例や支援制度を紹介するなど、引き続き地方公共団体への働きかけを行って参ります。続きまして、36 ページに戻ります。こちらは建築物の整備状況です。バリアフリー法では、床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の特別特定建築物を対象として、2025 年度末までに総ストックの約 67%について移動等円滑化を実施するという目標が設定されております。なお、特別特定建築物とは、不特定多数の方や高齢者、障害者等が利用する建築物のことで、劇場、観覧場、集会場、百貨店、ホテル、旅館、病院、診療所、体育館などが含まれております。2024 年度末時点では約 65%が実施済みとなっており、目標値の 67%まであと 2 ポイントに迫っております。資料 2 の 10 番のご意見は、建築物のバリアフリー化促進に関するご意見となっております。地方では、2,000 平方メートル未満の小規模

建築物のバリアフリー化が重要とのご意見をいただいております。こちらのご意見については、後ほど東北地方整備局よりお話をさせていただきます。次、38 ページになります。信号機の整備状況です。信号機等のバリアフリー化は全国で 99%まで進んでおり、目標達成が目前となっております。一方、音響信号機やエスコートゾーンについては 75%程度となっており引き続き整備が必要な状況です。次 39 ページです。東北においても信号機等のバリアフリー化は概ね進んでおります。全体では高い水準となっております。一方、音響信号機等については地域差があり、引き続き整備を進めていく必要があります。資料 2 の 11 番にありますとおりご意見をいただいております。まず一つ目、道路バリアフリーの推進にあたり、警察関係機関との連携強化を図るとともに、設置率が低いエスコートゾーンや音響信号機の整備促進を、といったご意見となっておりますが、後ほど東北地方整備局よりお話をさせていただきます。もう一つの、警察関係者の東北分科会への出席や説明機会の設置については、ご意見として承ります。今後の分科会運営にあたって、関係機関等の連携や情報共有のあり方について検討してまいります。では、資料 2 の 10 番と 11 番について、東北地方整備局よりお話をいたします。

東北地方整備局 長倉課長補佐

東北地方整備局企画部企画課で課長補佐をしております長倉と申します。よろしくお願いします。着座にてご説明させていただきたいと思っております。今、東北運輸局様からお話がありましたとおり、東北地方整備局が関係する資料内容についてご説明いたします。資料 2 の 10 番、建築物のバリアフリー化というかたちで、2,000 平方メートル未満の小規模建築物のバリアフリー化が、地方では特に重要というご意見でございます。こちらに関して、バリアフリー法の第 14 条 3 項に基づいて、委任条例の策定については、移動等円滑化評価会議等を通して、自治体の方に策定を呼びかけてございます。引き続き、自治体との連携を図っていきたいと思っております。また、バリアフリー環境整備促進事業では、既存建築物バリアフリー改修事業において、主として高齢者や障害者が利用する建築物のバリアフリー改修について、小規模店舗等も支援対象にしているところでございます。今後とも引き続き周知、活用促進に努めてまいりたいと思っております。なお、条例の策定や見直しに関するご意見については、今後の施策の参考とさせていただきたいと思っております。次に、資料 2 の 11 番、信号機及び音響信号機エスコートゾーンに関するご意見でございます。こちらについては、今後とも道路管理者と交通管理者が連携して、道路バリアフリー施策の推進を図ってまいります。いただいた貴重なご意見については、関係機関の方に共有させていただきたいと思っております。説明は以上となります。

岡会長

はい、ありがとうございます。今の説明の中に関係することとして、8月26日の青森の地方新聞に、八戸市でバリアフリー基本構想作成のため協議会を発足した旨掲載されたと八戸工大の安部先生から情報提供いただいております、着実に白戸委員からもいただいている、そういう部分での取組が具体化されてきてるということをご紹介させていただきたいと思いました。そして、仙台市様が、これに関連することとして、マスタープランを作成したということでございました。それに関して仙台市様、説明の方いただければありがたいと思います。

仙台市都市整備局 反畑委員

仙台市都市整備局長の反畑でございます。よろしくお願いいたします。今、岡分科会長からお話がありまして、仙台市では昨年度、新たにマスタープランを策定いたしましたので、仙台市バリアフリーマスタープランについてご説明させていただきます。本市では、平成24年以降に仙台市バリアフリー基本構想として全体構想と地区別構想を順次策定し、バリアフリー化に取り組んでまいりました。このうち、市全体の一体的なバリアフリー化の方針につきましては、全体構想に示しながら各種施策を推進してきたところでございますが、これまでの取組をさらに発展させるため、バリアフリー整備の進捗や各種施設の立地状況、仙台市ダイバーシティ推進指針の策定などを踏まえ、新たに仙台市バリアフリーマスタープランを令和8年3月に策定いたしました。本マスタープランは、市民や関係機関の皆様とバリアフリーの考え方を共有しながら、ハード、ソフト両面の取組を一層推進するものでございまして、これまでの全体構想に代わる計画として位置づけております。本マスタープランの基本理念では、本市がこれまで育んできた共生のまちづくりをさらに発展させ、ダイバーシティの推進とバリアフリーによる移動の円滑化を図りながら、誰もが地域で安心して暮らすことができる共生のまちを創出することを掲げております。基本方針はハード、ソフトの両面から整理しておりまして、ハードではすべての人にとって安心安全な都市づくり、ソフト面では心のバリアフリーや情報のバリアフリーなどによる市民の支え合いとしております。ハード面の取組としましては、特に地区全体で一体的にバリアフリー化を推進する地区である移動等円滑化促進地区として、これまで重点整備地区として定めた4地区に加えまして、本市の主要プロジェクトが進行する1地区を新たに位置づけ、合計5地区において優先的にハード面のバリアフリー化を推進してまいります。心のバリアフリーの推進にあたりましては、国や仙台市が行う広報活動や施設設置管理者が行う啓発活動等に市民が積極的に目を向け、また各種教室、講座等に参加することによりまして、バリアフリーへの理解を深め、ひとりひとりが配慮を实践できるまちを目指

してまいります。情報のバリアフリーにつきましては、今回のマスタープランで新たに独立した章として位置づけた項目でございます。誰もが参加できる社会を実現することを目標に、すべての人が移動に関する情報を容易に入手できるよう、情報提供への配慮等に取り組みます。本マスタープラン策定後は、仙台市バリアフリー推進協議会におきまして、継続的に進捗状況の確認や評価見直しを行いながら、計画のスパイラルアップにつなげてまいります。関係機関の皆様には今後ともご協力をお願い申し上げます。以上で仙台市バリアフリーマスタープランの説明を終わります。

岡会長

ありがとうございます。引き続き議事2ということで、各団体の取組についてのご紹介に移ります。本日は4団体の皆様からご紹介いただくという予定になっており、トップバッターとして、岩手県の保健福祉部を中心として、ひとにやさしいまちづくり推進協議会が取り組んできている内容の一部のご紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

岩手県保健福祉部地域福祉課

岩手県保健福祉部地域福祉課の佐藤と申します。本日は岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会の取組をはじめ、ひとにやさしいまちづくり推進指針及びユニバーサルデザインガイドラインについてご紹介をさせていただきます。このような機会をいただき、大変ありがとうございます。私の方からは、岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会及びひとにやさしいまちづくり推進指針についてご説明させていただきます。次のページをお願いいたします。岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会についてです。本協議会は、ひとにやさしいまちづくり条例に基づき設置された知事の諮問機関であり、県民、福祉団体、事業団体、学識経験者の皆様に委員になっていただいております。具体的には、視覚や聴覚障害等の各障害者団体、バス、鉄道、医療関係、福祉関係、行政、そして今回ご出席いただいている東北福祉大学の岡先生にも委員になっていただいているところでございます。また、この8月がちょうど委員の改選期でしたが、公募委員に岩手県立大学の学生さんから応募がございまして、今回委嘱を行うことができました。この協議会では、ひとにやさしいまちづくりの推進に関する調査審議を行うほか、条例の実施に関し、知事への意見を述べるといった役割を担うようになってございます。協議会は、指針の改定年度を除き、おおむね1年に1回の開催としております。近年では、ひとにやさしいまちづくり推進指針の策定や進行管理、ユニバーサルデザインガイドライ

ンの検討などについて議論を行っております。次のページお願いいたします。委員の皆様からの意見を、このページと次のページの方に記載させていただいております。記載のとおり、障害者情報アクセシビリティへの配慮や外国人への情報提供、当事者参画の充実、いろいろな施設の維持管理の指定などの必要性など、多様な意見をいただいているところです。こうしたご意見を施策やガイドラインへ反映ということで、委員と推進協議会の方で、協議させていただいているところでございます。それでは次に行きたいと思います。次のページお願いいたします。ひとにやさしいまちづくり推進指針についてご説明いたします。この指針は、ひとにやさしいまちづくり条例に基づく県の行動指針として作成したものとなっており、県民、事業者、市町村、民間団体の皆様と共通の認識のもと、連携共同して取組を進めるためのガイドラインとしての役割も担ってございます。推進期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となっております。指針では、すべてのひとが個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域共生社会を目指す姿として掲げてございます。次のページをお願いいたします。指針では、取組を進める上での基本的視点といたしまして、多様な利用者の参画促進と対話の重視、終わりなき取組としての継続的改善、さりげないデザインへの配慮、柔軟で持続可能な取組の4つを掲げてございます。次のページをお願いいたします。施策については、ひとづくり、まちづくり、ものづくり、情報発信、参画の5つを柱として整理しております。次のページお願いいたします。ひとづくりでは、ひとにやさしいまちづくりを担う意識や行動を育むこと、まちづくりでは安全かつ円滑に移動でき快適に過ごすことができる環境整備を進めること、ものづくりでは誰もが利用しやすい製品の普及を目指すこと、情報発信では必要な情報を必要なひとに分かりやすく届けるための情報アクセシビリティの向上、参画では誰もが社会活動や地域づくりに主体的に参加できる環境づくり、といったことを推進することとしております。ひとにやさしいまちづくりといいますと、施設整備やバリアフリー化といったハード面をイメージされることも多いと思いますが、本指針ではそれに加えて、ひとづくりや情報発信、社会参加の促進など、ソフト面も含めて総合的に推進することとしております。今後も協議会での議論を踏まえながら、県民、事業者、市町村、民間団体の皆様と連携し、誰もが安心して暮らし、活動できるひとにやさしいまちづくりを推進してまいります。本日のこの会議でいただくご意見についても、今後の取組の参考とさせていただきたいと考えてございます。私からは以上でございます。

岡会長

ありがとうございます。引き続き、県土整備部建築住宅課の方からご説明をお願い

します。

岩手県県土整備部建築住宅課

岩手県県土整備部建築住宅課の佐々木と申します。私の方からまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについてご紹介させていただきます。次のページをお願いいたします。まちづくりユニバーサルデザインについてですが、こちらはすべてのひとにやさしいまちづくりを実現するため、ひとにやさしいまちづくり推進指針の4つの基本視点に基づき、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを進めていくにあたって、主に設計者や施工者等のまちづくりに携わる方々に向けたガイドラインとして平成16年に作成したものです。次のページをお願いいたします。まちづくりユニバーサルデザインガイドラインの改定ということで令和8年3月に改定を行いました。次のページをお願いいたします。背景ですが、近年、社会情勢の変化や価値観の多様化に伴うまちづくりに求められる視点の大きな変化、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法の改正、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法の基準改正、先ほどご紹介がございましたひとにやさしいまちづくり推進指針の改定、これらを踏まえて、すべてのひとが安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができるまちづくりの実現に向け、不特定多数のひとが利用する施設について、最新の知見を反映した望ましい施設整備のあり方の見直しを行いました。次のページをお願いいたします。改訂の狙いです。ジェンダー、年齢、性別、国籍、障害の有無、性の自認、文化的背景の違いなど、社会を構成する人々の多様性を尊重し、すべてのひとが共に暮らせるインクルーシブな社会づくりへの関心が高まっています。このような状況を踏まえ、建築主、利用者、設計者など多くの県民に向けて、施設整備の意義や設計のポイントなどをわかりやすく紹介し、ユニバーサルデザインによるひとにやさしいまちづくりの理解を醸成することを目的としています。次のページお願いいたします。改訂の特徴についてご紹介いたします。ポイントとしては3つございます。1つ目、ユニバーサルデザインの基本的な考え方を施設ごとに整理し、優良事例や具体的な整備方法等を写真などで紹介。ポイント2、お年寄りや障害のある方から集めた声や経験を紹介し、どこに問題があるのかをわかりやすく提示。ポイント3、関係団体からのコラムを掲載し、整備の重要性をリアルに理解できるように構成しております。次のページお願いいたします。ポイント1です。先ほどお話しさせていただきました優良事例の具体的な整備方法を写真等で多く紹介しております。こちら少し写真が小さく分かりにくいですが、トイレについてご紹介している写真でございます。左上になりますが、こちらは利用者の状況に合わせて利用するトイレを選択できるよう表示されているものを紹介しております。右については大

型電子掲示板で空き室を見ることができるタイプ。左下は利用者の状況に合わせて選択できる対象をピクトグラムで表示しているもの。下の真ん中の写真は、壁と手すりの間に色のコントラストを付けることで、手すりの視認性を高めている事例。右下がオストメイト着替え台を設置した男女共用トイレの事例について掲載しております。次のページをお願いいたします。ポイント2つ目です。こちらはお年寄りや障害のある方から集めた経験を掲載しております。実際にお年寄りや障害者の方から集めた意見について、どのようなところに問題があるか、困っているところは何かを何点か紹介し、それに対してどう整備していくと解決できるかということを紹介し、わかりやすく理解していただけるよう配慮しております。次のページをお願いいたします。ポイント3、こちらは関係団体からのコラムでございます。ひとにやさしいまちづくり推進協議会の関係団体の皆様にご協力いただきまして、実際の関係団体さんからの具体的なお話を載せております。次のページをお願いいたします。こちらまちづくりユニバーサルデザインガイドラインですが、岩手県のホームページで掲載しております。詳しくはホームページの方から、ご覧になっていただければと思います。また、最後ですけれども、今回の資料の方には載せていませんが、こちらのガイドラインには当事者参画の基本原則、企画準備運営についても掲載しております。こちらのガイドラインを使用していただいて、施設を整備する建築主、設計者さんの方にも当事者参画について考えていただけるよう、記事を載せているところでございます。次のページお願いします。以上で、私の方からまちづくりユニバーサルデザインガイドラインのご紹介を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

岡会長

ありがとうございました。続けて日本盲導犬協会仙台訓練センター様からお願いします。

公益財団法人 日本盲導犬協会仙台訓練センター

ご紹介にあずかりました公益財団法人日本盲導犬協会仙台訓練センターの視覚障害サポート部の大谷と申します。本日はこのような場を与えていただきありがとうございます。センター長の根本に代わりまして、私の方から当協会の活動報告をさせていただきます。では、すみません、着座でお話しさせていただきます。資料は3の2になります。我々日本盲導犬協会における視覚障害リハビリテーション、その中の鉄道利用講習会の活動報告をさせていただきます。それでは2ページ目、3ページ目というところで説明させていただきます。2ページ目は我々日本盲導犬協会

仙台訓練センターの概要となります。青葉区茂庭というところで設立から25年ほど経過しております。その中で私たち日本盲導犬協会の方では盲導犬の育成並びに視覚障害リハビリテーションという事業をこれまで実施してきました。視覚障害リハビリテーションというと、白杖を使って、目の見えない見えにくい方が安全に移動するための訓練を行うといったようなものが代表となります。ですので、盲導犬とあわせて、そうした方たちの移動のための支援というものを中心に行っている団体となります。3ページ目に進みます。視覚障害リハビリテーション事業なんですけれども、主に我々は訪問型の訓練という形で、利用者の方のご自宅や希望の場所に出向いての訓練を実施しております。また、こちらに関しては、私たち公益財団法人は身体障害者手帳をお持ちの方という枠にはとらわれず、すべての目の見えない、見えにくい方の生活の支援というものを行っております。続いて4ページ目、鉄道講習会についてとなります。正式名称は、見えない、見えにくい方の安全な鉄道利用のための歩行講習会という名前、少し長いですがつけております。これに関しては、後ほどの資料の方にも書いているのですが、2018年度ですので、かれこれ8年ほど前ですかね、何かそういった目の見えない、見えにくい方の移動について支援できる事業というものがないかというふうに、いろいろ我々の方でも考え、その中で個別ではよく訓練はしていたんですけれども、鉄道駅を使って電車に乗る、ホームを歩く、そういったところの体験、あるいは訓練といったものをイベント化できないかというところできっかけとなって始めておりました。概要の方はこちらにも書いておるんですけれども、一つ目は体験です。これは音声での券売機の使い方や、改札を通る方法、またホームを安全に歩く、あるいは電車の乗り降り、こちらに関してはJR東日本様との積極的なご協力関係もありますので例えば、停車中の電車をお借りしてであったり、あるいはホームを歩く電車に乗り降りするなど、駅員の皆さんにサポートいただく形で周りのお客様への配慮も含めて実施することができております。各会の定員は、6名から12名となっていますが、かなり少人数制でやっております。我々、視覚障害者の白杖歩行を訓練する指導員というのが3名ほどいるんですけれども、1名当たり2名の参加者というところで、かなり少人数でじっくりホーム上の歩行や電車の乗り降り、そうしたところの実践というものをメインに行っております。5ページ目の方に行きます。鉄道利用における課題としては、当事者側であったり、鉄道事業者側であったり、様々課題があるかと思いますが、こちらに関しては主に抜粋ということになります。そもそも鉄道を視覚障害により見えなくなられて利用されていないという方もたくさんおられる中で、どういったところが不安に感じるのか、例えば券売機、そういったところで切符をどのように買えばいいのか、また当然ですけれども、安全に歩くためには、どうしたらいいのか、それがそもそも不安といったようなこと。あとは、東北の地域特有の状況としては、雪であったり、寒さ対策として、電車のホームについても、

ボタンを押さないとドアが開かないといった仕組みの電車もありますので、そういった地域特有の鉄道車両の課題といったものも背景としてはあります。続いて6ページ目、7ページ目というところですが、6ページ目には鉄道講習会の当日のスケジュールが載っております。だいたい2時間程度になるんですけれども、体験が前半1時間ほどで進んでいき、その後の1時間程度は会議室を利用して、JR 東日本の職員様を交えての参加者との懇談会、あるいは意見交換会といったようなことを実施しております。これは、過去数回、今では定番になってきましたけれども、そういったスケジュールで、進んでいるところです。7ページ目になりますが、過去の開催回と場所についての記載であります。コロナ禍を挟んでおりましたので2022年度までは、ほとんど開催ができなかったんですけれども、2023年度に復活をし、そこからはちょっと規模を広げて24年度、25年度、あと26年度今年度ですね、年間4回ほど開催するような形になっております。ちょうど今年の5月と、あと直近では7月7日、5月は山形駅、7月7日の方は石巻駅を会場にして、この鉄道講習会を開催させていただきました。続いて8ページ、9ページのところですが、主な年齢構成というところで載せていただいております。やはり中途視覚障害になる方というのは、60代以降というのが一番多いというデータがありますので、やはりこれでも60代、70代の方が全体の6、7割を占めているという現状、また見え方についても載せているんですけれども、全く見えない全盲の方と、視覚的な情報を一部得ている、我々はそれをロービジョンというふうに呼んだりしているんですけれども、そういった方たちの人数構成というのを載せております。今回に関しては、全く見えない方が30%、ロービジョンの方が70%程度というような構成になっておりました。では、10ページ目、11ページ目にいきます。10ページ目は活動の写真となりますが、1枚目が券売機音声の機能をオンにした状態で買っている様子と、2枚目は、ホーム上にしかない内方線というホーム上の安全な側を表示するブロックがあるんですけれども、そういったブロックを触っていただいている写真です。なかなか視覚障害当事者の方でも、こういったものの存在を知らないということは、本当によくありますので、実際にホーム上で触ったり、白杖を使って感触を確かめたり、そういった体験というのは、なかなかこういうじっくり時間を取る場でないとできないことですので、参加者の皆さんにとってはかなり有意義な体験となっております。では次11ページで、こちらに関しては参加者の方の感想を載せております。12ページ目は実施したことによる効果というところですね。これは感想とも結びつくんですけれども、やはり知らないことがたくさんあったという、当事者の方からのご意見だったり、今回の鉄道講習会をきっかけに、駅の利用をまたするようになったという嬉しい意見も何名もいただいておりますので、そういった意味では、我々こういった事業をやっている甲斐があるというふうに感じるところでございます。また、鉄道会社様には、視覚障害当事者の方とお話をする中

で、なかなかそのハードだけではなく、ソフトの運用の面で視覚障害の方にとっては危ない場面がある駅もありますので、我々そういった視点で見ることでもありますので、事前の打ち合わせの際に意見を出させていただいて、実際に改善した例なども今までありました。そういったところで、このような活動をかれこれ8年ぐらいやっております、なかなか注目も集めている事業かなと思っておりますので、今後こういった活動を広げていきたいと思っております。私からのお話は以上となります。ありがとうございました。

岡会長

はい、ありがとうございました。引き続き宮城県手をつなぐ育成会様よろしく願いいたします。

一般社団法人 宮城県手をつなぐ育成会

宮城県手をつなぐ育成会の永野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今日はこのような機会をいただきありがとうございます。着座にて説明をさせていただきます。資料3の3をご覧ください。写真がなくイメージしにくいと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。この宮城県手をつなぐ育成会というのは、知的障害児者の保護者の会です。知的障害は外見からわかりづらい障害であるためややもすると誤解を受けることがあり、行動が消極的になる傾向が見られていることから、障害を理解するための体験活動のプログラムを準備し、学校や地域団体などを対象に体験会を開催し、障害者の困り感に対する理解を深める心のバリアフリー活動を進めております。今回は円滑な移動ということについての事例ということで、本会の構成団体として、障害者本人が中心となって活動する本人部会という組織があります。毎年、本人たちで計画を立てて、多様な活動に取り組んでおります。参加者は作業所や一般就労など一人で移動することができる会員ではありますが、移動については普段はICカードを使用しての決まった場所への移動が中心で、券売機を使用する乗車や駅構内の移動、慣れない場所への移動など、不安を感じる場面が見られます。このような状況の中で今年の3月に参加者を募って、白石市の本人の会との交流行事を計画して実施しました。今、盲導犬協会さんの発表にありましたように、JRの使い方についてということで合同交流会の案内チラシを作成して、当日は仙台駅に集合しました。大多数の会員は一人で来ることができましたけれども、一部は保護者同伴で集合しておりました。参加者は16名、保護者と支援者が4名で実施いたしました。以前のこの会議の資料で、先ほどの発表と同じように、JRの協力をいただいて、鉄道の利用についての研修が行われたというふうな記事を見させて

いただきました。今回の取組内容は、まず一つは券売機での切符購入体験それから改札機を通る、そしてホームで案内板などを見て正しく乗車ホームに向かう、そして自分が乗る電車の確認をするというものでした。参加者の確認をしてまずは白石までのチケットの購入を各自が行い、ホームに移動して出発まで待機、一般の乗客もいる中、安全に留意しながら乗車しました。券売機の操作は普段は IC カードを使用するためチケットを購入する機会がないので、料金を確認してチケットを手にする際に支援が必要な場面も見られました。支援者がいない時の対応として、先ほど触れたように事前に、係の方に色々と説明をしていただくような体験をしていれば、多分困ったら駅の担当者の方に尋ねるというふうなこともできるのかなと思いますが、次からの利用で生かしていきたいなと考えています。白石市到着後は現地の本人会と交流をしてランチを作ったり、白石城を見学して帰路につきました。帰りは行きの時の振り返りということで、できるだけ本人主体に取り組ませていただきました。移動円滑のための体験と他団体との交流という機会がありましたけれども、仲間とともに移動して無事イベントを終了できたことは、本人たちにとっても移動に対する不安の解消の一因になると考えています。感想には、また参加したいという声もあり、今後も少しの支援をしながら各種交通機関を利用することの抵抗感を少しずつ解消していきたいと考えています。先ほどの発表にあったように、やはり振り返りということ、それから JR さんと共同して進めることも、JR さん側にもメリットがあるのかなということを先ほど発表を伺って、今後生かしていきたいというふうに思います。以上で発表を終わらせていただきます。ありがとうございます。

岡会長

ありがとうございます。最後になりますが、NPO 法人移動支援 Rera 様からご説明をいただければと思います。

特定非営利活動法人 移動支援 Rera

宮城県石巻市の NPO 法人移動支援 Rera から報告をさせていただきます。本日、本会の委員の村島に代わりまして、伊藤から報告をさせていただきます。移動支援 Rera は震災をきっかけとして発足した団体で、石巻地域において高齢であるとか、障害をお持ちであるとか、あるいは経済的な事情で公共交通機関の利用が難しいといった方を、ご自宅から病院へ、お買い物へ、それから銀行や公共施設へ送迎するといった活動をずっとやってまいりまして、今年で 16 年目の活動に入ったところです。日常の送迎活動以外に地域の送迎の担い手を育成するとか、あるいは移動という間

題を地域で一緒に考えましょうといった目的で、福祉送迎講習会というものを開催させていただいており、昨年は7月度と11月度の2回実施いたしました。去年のこの会議では、7月の様子について報告をさせていただきまして、今日は前年のことにはなりますが、11月の講習会のことについて報告をさせていただこうと思っています。講習会自体は、いわゆる車椅子の操作ですとか、視覚障害の方に対するガイドヘルプ、それから福祉車両の操作、それから運転と、そういった実技に加えまして、リスクマネジメントを一緒に考えてみることや、利用者の立場でいろんなものを考えましょうとか、そういったマインドの部分にも踏み込んだカリキュラムを組んでおり、利用者を理解するというカリキュラムでは、いわゆる障害当事者の方に来ていただきまして、ご自身の経験も踏まえてお話をいただき、一緒に会話、議論するというような時間を設けました。11月の講習会では、写真の2列目の左側の方にお2人写っていると思いますが、車椅子利用者の方と、それから盲導犬ユーザーの方に来ていただきまして、それぞれの方のご経験ですとか、それからお2人とも途中で健常の立場から障害をお持ちになる立場になったということで、そういった人生の転換点を迎えた方ということもあり、お気持ちの動き方とか、周辺の方からどのような理解があり、支えられ、そして社会に踏み出すことができたのかといったようなお話まで、聞かせていただくことができ、左上の写真にありますように、参加者の方とは車座になって会話を交わすというような形にもなり、お互いに目をうるうるとさせながら、話し合いをするといったような時間を持つことができました。今年度も10月と11月に2日間講習会を計画しているところで、このような形で、地域で障害のことを考える、それから移動という問題を一緒に考える、そういった場を引き続き作っていきたいという風に考えております。私からの報告は以上になります。

岡会長

はい、ありがとうございます。4団体ご報告いただきまして、たまたま2団体から、JR様の協力のもとで実践的な体験を行ったというようなことでご報告がありました。ご意見としてJR様一言お願いできればと思います。

東日本旅客鉄道株式会社 仙台事業本部 CX 戦略ユニット 矢内ユニット長

はい、JR東日本の仙台事業本部で主にサービスを担当しております矢内と申します。よろしくお願いいたします。まずは盲導犬協会様からのお話ですけれども、今回石巻駅で、実際に勉強会というか、訓練をやっていただいて、私どもの方といたしましても、社員が非常に勉強になったと、ありがたい取組だったなというふうに

思っております。といいますのも、私ども JR 東日本では今、サービス品質のさらなるレベルアップということでビジョンを改定し、いろいろと取り組んでおります。その中において、これから非常に大きいと思っているのが、まさに共生社会の実現というふうに考えており、これまでも障害をお持ちのお客様に対して、様々な対応をしているということは当然ではありましたが、少子高齢化等そういった面を見ていくと、さらにレベルを上げていく必要があると。その中で、社員の意識の向上という面からすると、この盲導犬協会様にやっていただいた訓練は、私どもの若い社員も参加させていただいて非常に勉強になったと。障害をお持ちの方がどういったところで苦労されているのか、そういうことも把握することができたという話を伺っておりましたので、ぜひこういった訓練を前向きに我々の方も一緒になってやっていければなというふうに思っています。2つ目は、宮城県手をつなぐ育成会様からのお話がありましたけれども、目が見えないあるいは耳が聞こえない、それ以外にも知的障害という方がいらっしゃるというのは当然我々の方も認知しており、こういった方々にも鉄道を利用していただきたいと思っております。鉄道を利用する上においては、様々なハード面の問題もあるかと思います。なかなかハード面においては、費用対効果などもあり、すべて改善できるかというところ難しいところはあるというふうに考えております。そうであれば、ソフト面というところで、やはり社員の意識改革というのは必要と考えております。実際今回、仙台駅から白石駅までご利用いただいて、実際に切符を購入されたという話を伺っております。その中において当然、有人駅もあれば無人駅もあり、有人駅の社員も可能な限りこういったお客様がご利用の際にはしっかりと対応をと、我々の方からしっかりと指導し、そういった文化が根付くような会社にしていきたいなというふうに考えています。是非ともこういった訓練会や勉強会を開催したいというご要望ございましたら、ぜひ私の方にお話をいただければと思います。繰り返しになりますが、やはり共生社会の実現のために、社員のレベルアップ、実際にこういった場面を通じて学んでいくということが必要だと思いますので、ぜひ、積極的に協力をさせていただければというふうに思っております。以上です。

岡会長

はい、ありがとうございます。4団体の皆様からご報告がありましたが、時間もあまりないので、もう少し聞きたいということがございましたら、事務局を通してその団体様へご紹介をさせていただくということにさせていただきたいと思います。申し訳ありませんがよろしくお願いします。それでは議事3の意見交換に入らせていただきます。最初に、お配りしておりました資料2の4ページ目、番号でいくと15番から、まず事務局の方から、瀬谷さんのご意見等を含めてご紹介をいただきま

すので、よろしくお願いします。

東北運輸局 田村課長

改めまして東北運輸局共生社会推進課田村です。それでは瀬谷様より頂戴いたしました意見について紹介させていただきます。資料の4ページの番号15番、16番です。地下鉄南北線、東北新幹線、仙石線の運行停止の際に字幕による案内が十分に行われていなかったとの声があります。聴覚障害者への情報保障の観点から、列車や駅の異常時の運行情報を文字で提供できる仕組みの充実を求めるといったご意見と、高速バス停に設置されていた電光掲示板が撤去されていて運転や遅延情報がわかりにくくなっています。悪天候や災害時にも利用者がリアルタイムで運行情報確認できるよう案内設備の改善を求めるといったご意見を頂戴しております。以上です。

岡会長

はい、ありがとうございます。瀬谷委員から補足意見ございますでしょう。

特定非営利活動法人 みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会 瀬谷委員

はい、瀬谷です。初めての参加で慣れないところが多いですが、よろしくお願いいたします。今回、このような意見を出させていただくきっかけになりましたのが、京都市の交通局の地下鉄で、トラブルが発生した時に緊急の文字表示をできるように工夫をされているというものがあります。ですから東北でも、緊急の表示を出せるようなかたちにしていいただければありがたいと思います。あるいは、エリアメールで利用者が登録をしておき、トラブルの際はそのメールでトラブルの状況を把握できるなどの仕組みもあるかと思いますので、ご検討いただければと思います。それから、JR 高速バスの Web 表示ですが、リアルタイムではなくどうしても遅れて表示されます。リアルタイムで状況を知ることができるシステムを構築していただければと思いこのような意見を述べさせていただきました。よろしくお願いいたします。

岡会長

はい、ありがとうございます。非日常というか、突発的な事故に対応するというのは、非常に様々な条件があって必ずしもうまくいかない時と、あるいはある程度の

予測を含めて JR さんの計画運休など情報を届けるということがございます。しかし、やはり様々な人に対する情報のアクセシビリティ、使いやすさも含めて、その時に必要な情報であるということは認識した上で開発はされておりますが、なかなか一般的に普及となると難しい部分もあり、PR 含めて情報の有効な活用というのを、こういったところに生かすというのが非常に大事なのではないかなということで、瀬谷委員のご意見へ感想ということで述べさせていただきます。引き続き、資料 2 のページ 4、瀬谷委員の後の 17、18 番にございます積雪寒冷地である東北における状況ということで、この分科会でも長年問題にしておりました。今回もいろいろとご意見がございましたので、阿部委員及び白戸委員からのこの課題についての説明をしていただきたいということで、まず阿部委員の方からお願いできればありがたいです。

社会福祉法人 仙台市障害者福祉協会 阿部委員

はい、ありがとうございます。阿部です。私の方からは、バリアフリー法の整備基準には、冬季のことは無いのではないかなと思うことについてお話しします。東北の各地では、積雪とか凍結によって、障害があると転倒事故などがあることを多々聞くことがあります。それで各地域では対策についてそれぞれ好事例を持っているようにもお聞きしていますので、それらを共有していくのも、とても大事なことだと思いますし、また、バリアフリー法の整備基準にも冬季のことについてしっかりと入れていただき、その基準、ガイドラインをもとに、地方分権改革の中でそれぞれの地域において、そのことに困る私たち自身が、地域の施策に取り入れてもらうように発信していくことも大事だと思います。是非そのようなことから、冬季のバリアフリーについても検討していただくために、東北地方整備局、東北運輸局からも、そのことの意識を各地域また国の方にもお伝えいただきたく、意見を書いたところです。よろしくお願いします。

岡会長

ありがとうございます。関連する問題で 18 番について白戸委員からもお願いいたします。

自立生活センターPing あおもり 白戸委員

青森は特にすごい雪が降ります。全国ニュースにもなります。交通の麻痺等の状況となり、国土交通省さんも大変だと思うのですが、東北はそのような豪雪地域で

す。青森市もそうですが、端的に言うと、雪山で埋まるような状況になるんです。そういう状況なので、結局そうなるรถ椅子では行けないという状況になり、タクシーもそれほど走っておらず、バスを使うにもバス停まで行けないという状況なので、自然現象で仕方ない部分ではありますが、何かしら対策をとっていただきたいなと思っています。先ほど阿部さんもおっしゃっていますけれど、バリアフリーの基準は東京目線で、全然雪のことを考えられていないと思っています。建築基準法には積雪の荷重の基準はありますが、道路でももう少し考えていただければありがたいなと思っています。以上です。

岡会長

ありがとうございます。お二方の委員からの共通意見として、ガイドラインは一般的に全国一律の基準をベースにされていて、地域の特性、自然環境も含めて、その辺を考慮する情報がなかなか入れにくいところもありますが、そこをもう一度振り向いてもらいたいということがございました。これは長年の課題で、ハード的な整備というところの融雪機能のシステムが作られてはいるんですが、予算的に高いもので一般化されないということもあります。ただ一方ソフト的なところでいくと、人ですよね。やはり人的な部分でのサポート支援は、昔、除雪隊等のボランティアなどありましたが、それも人手不足でなかなか機能していない。その辺の部分も含めて何らかの実情を、もう一度重点的にいろいろと検討していく、各県ごとの意見交換会などもあるので、その場でももう少し重点的に検討していければというふうには思っていますので、その時には実情をご説明いただければと思います。それ以外で、北3県というものの言い方少々申し訳ないですけども、同じような立場から、例えば秋田県の福祉協会の伊藤委員、何らかの形でこれに対するご意見というのはございますでしょうか。（接続不良）もしつながった場合には、ご意見いただくということで、次に、全国脊髄損傷者連合会山形県支部の小林委員から、もしご意見等ありましたらお願いいたします。

全国脊髄損傷者連合会山形県支部 小林委員

はい、脊損会山形県支部の小林と申します。阿部先生と白戸さんから大変いい意見をいただきましたが、正直言って、私もいろいろな国の検討会にも出て雪国の話もしていますけれども、実際それじゃどうするかとなった時に、阿部先生からもバリアフリー法改正までも話がありましたけれども、具体的に何ができるのだろうかかと私自身そういう意味では疑問に思っています。だから申し訳ないけれども、人による善意に頼るしかないのかなと、そういうことをなんとか県や市町村の中でやっ

ていただければありがたいというのが私の意見ですが、いかがでしょうか。以上です。

岡会長

はい、ありがとうございます。以前大学の関係で青森に行った時に、今のような話題を提供してその時に、地域の福祉関係の組織団体はある程度がっちりしていて、その地域の人たちの情報を把握しているので、例えば社会福祉協議会のメンバーがそれぞれの家庭の家の前の除雪だとか、今そういったことも取組として積極的にやっているという話も、数年前なんですけど、聞いてはいるんですね。それが継続して広がっているかどうかというところは調べていないのでわかりませんが、今、委員がおっしゃったような、ハードの限界があるので、やはり人というところの支援という形でスムーズに進めていくのもポイントになってくるのかなというふうに私の方も感じております。あと皆さんいろいろご意見はあると思いますし、これは課題として何年も出しておりますが、これからも考えていく重要なポイントになってくると思いますので、いろんな方面を含めて検討すべき項目というふうに捉えていきたいと思います。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。続きまして、次のテーマ2ということで、今回はユニバーサルツーリズム、バリアフリー観光をスポット的に取り上げたいと思い、この意見交換会の中のテーマの一つとして挙げさせていただきました。やはり移動を含めた様々な方々が観光を楽しめる環境というものの必要性は国の観光立国推進基本計画等にもうたわれています。それを具体的にどういった形で進めて、東北の中で観光というものをどういうふうに捉えて、かつユニバーサルツーリズムという視点から、どんなことを現状や問題として認識されているのかというような情報の提供をお願いしたいと思います。これから申し上げる福島市の観光コンベンション協会の佐藤委員や関連する方々に、簡潔にご説明をいただければありがたいなと思っております。一番初めに福島市観光コンベンション協会の佐藤委員、申し訳ありませんが、Webからですが、よろしくどうぞお願いいたします。

福島市バリアフリースターセンター 佐藤委員

はい、みなさん、こんにちは。福島市観光コンベンション協会福島市バリアフリースターセンターの佐藤です。移動等円滑化という移動の話に直接関わることではないですけども、私からは今年6月に行われた観光庁との交流会のお話と当協会では始めた新たな取組についてご紹介させていただきます。まず、観光庁との交流会についてですが、東京で開催された全国のバリアフリースターセンターが加盟してい

る日本バリアフリー観光推進機構の総会後、観光庁との意見交換の場が設けられ、東北からは福島、秋田、仙台が参加しました。会議では、ユニバーサルツーリズム促進事業の補助金について議論が行われました。当事者の意見を反映せずに改修した結果、実用性のないバリアフリー化になってしまっている状況に対して、今年から申請条件に障害者の意見を聞くことということが追加されました。しかし、単に当事者であれば誰でもいいというわけではなく、専門知識を持った当事者の意見を聞くことが重要であるといったような提案がなされ、観光庁からも今後の制度に反映していくとの回答をいただきました。私からは特に心のバリアフリー認定を受けている宿泊施設へのお願いとして、旅行先でのお風呂のバリアについてお話をしました。浴室でのシャワーチェアなどの福祉用具は、宿泊施設に備え付けがない場合、個人が旅先の福祉用具事業者から一時的にレンタルすることができません。肌に直接触れるため、個人で手配する場合は購入するしかないという現状があります。そこで、誰もが安心して泊まれるよう、シャワーチェアなどの貸し出しを当たり前にしてほしいとお伝えいたしました。座面が40cmほどある高めの椅子が一つあるだけで、障害のある方だけでなく、ご高齢の方など足腰を痛めている方の転倒防止にもつながります。さらに、貸し出しできる福祉用具をホームページに掲載して必要な方へ届くよう可視化していただくこともお願いしました。最後に、当協会の新たな取組、温泉入浴サポートをご紹介します。家族に負担をかけたくないと温泉を諦めている方のために、今年4月から介護福祉士などの有資格者で、同性のヘルパー2名が飯坂、土湯、高湯の三名湯での入浴をお手伝いする取組を開始いたしました。実際にご利用される方からは、もう無理だと思っていた温泉に入れて感無量ですとか、諦めていた方でも温泉を楽しめる人がもっと増えるのではないかと心から感じています、といった喜びの声をいただいております。完璧なバリアフリー化、ハード面のバリアフリー化は難しくても、それを補う福祉用具の貸し出し、そして心のバリアフリーに寄り添う温かい人的サポート、これらを組み合わせることで、誰もが安心して旅を楽しめる東北のユニバーサルツーリズムを皆さんと一緒に推進していけたらと思います。以上です。ありがとうございました。

岡会長

ありがとうございました。色々意見あると思うんですけども、後ろの方に持っていくます。続きまして、山形県バリアフリー観光ツアーセンターの加藤委員、Webになります。ご発言よろしくお願いいたします。

一般社団法人 山形バリアフリー観光ツアーセンター 加藤委員

はい、ありがとうございます。ただいまご紹介にあずかりました一般社団法人山形バリアフリー観光ツアーセンター加藤健一と申します。私自身も筋ジストロフィーという病気で車椅子生活をしながら、2014年からバリアフリー観光推進に取り組んできました。私からは、東北のバリアフリー観光について、東北における観光地の現状や課題、方向性などをお伝えしたいと思います。我が山形県でも、令和7年3月に、第3次おもてなし山形県観光計画の重点プロジェクトの1つとして、すべての人々を受け入れられるアクセシブルツーリズムの推進を掲げ、取組を進めております。また、今年令和8年3月27日に閣議決定された第5次観光立国推進基本計画では、ユニバーサルツーリズム、観光DX、地方誘客、地域交通、防災など、大変重要な方向性が示されています。一方、当事者として感じるのは、これらの施策がまだそれぞれ点の状態にとどまっているということです。例えば、宿泊施設がバリアフリーでも、駅から移動ができなければ旅行は成立しません。また、バリアフリー対応と表示されていても、車椅子の大きさ、あるいは障害の程度によって必要な設備や情報も人それぞれ異なります。さらに、各県や施設、団体などそれぞれがバリアフリー情報を発信しているため、インターネット上に情報があふれ、本当に必要な情報にたどり着けないというデジタルが生み出す新たなバリアも発生しています。そこで、私は3つ提案したいと思います。1つ目は、東北6県をモデル地域とする東北ユニバーサルツーリズムOSの構築です。これまで各県や団体あるいは個人が収集してきた情報を共通の基準で集約し、旅行前の情報収集から予約、移動、宿泊、観光、介助、通信、災害時の支援までを一つにつなぐ仕組みです。旅行者は、車椅子の大きさや必要な介助、食事、医療、言語などを、本人の同意のもとで事前に登録していただきます。これらをAIが旅行者のニーズと施設側の情報を照合し、その人が実際に利用できる交通、宿泊、観光体験などを組み合わせて提案する仕組みです。2つ目は、東北6県の空港、駅、旅館、観光施設などで、一度登録すれば東北6県どこに行っても安全に自動接続できる東北共通観光Wi-Fiの整備です。これは全施設ですべて同じパスワードを使うのではなく、国際的な自動接続の基盤であるオープンローミングを活用します。また、利用者の同意を得て匿名化したデータを活用することで観光客の周遊や滞在時間、移動が途切れている場所を把握します。それらを二次交通の改善、施設の整備、観光ルートの開発、災害時には多言語化による情報提供につなげます。3つ目は当事者自身が施設の情報更新、旅行相談、サービス評価を仕事として担う仕組みを作ります。就労支援事業所などと連携をすることで、観光振興と障害者の仕事づくりを同時に実現します。私自身も車椅子で空を飛び、海に入り、温泉を楽しみ、観光地をいろいろまわってきました。ユニバーサルツーリズムは障害者向けの特別な旅行を作るものではありません。最初から誰もが取り残されない観光地を作ること。このモデルを東北として障害の有無に

かわらず、世界から選ばれる観光地として盛り上げていきたい。そのモデルをぜひ国、東北、そして皆様と一緒に作ることを提案します。以上です。ありがとうございました。

岡会長

はい、ありがとうございます。私、個人的に非常に興味のある面白い内容ですが、踏み込んでしまうのでこの時間ではやめます。あとでまた個人的に相談したいなと思います。続きまして、仙台バリアフリースターセンターの菅原委員よろしいでしょうか。

特定非営利活動法人 仙台バリアフリースターセンター 菅原委員

はい。特定非営利活動法人仙台バリアフリースターセンターの菅原と申します。あわせてバリアフリー情報をデータ化していく NPO 法人みんなのトイレマッププロジェクトの代表も務めております。まず、東北の観光における現状ですが、当センターでは車椅子を利用される方といった障害のある方の旅行相談を日常的に行っております。実際にお受けする相談の多くは、行けるかどうか以前に情報がない。または、信頼できるかわからないという点にあります。本日の資料でも、鉄軌道駅の案内設備の整備率が、東北では全国平均を実際に下回っていたり、100 であっても、わかりづらい実態があります。これはまさに現場感覚と一致しております。ハード面の整備が進んでも、情報が届かなければ行ける場所にはならない、というのが率直な実感です。また、宿泊施設のバリアフリールームについても、私どもが仙台市内で確認した限りでは確保できている施設は約 3 割弱にとどまっており、観光の入り口であると思われる場所の選択肢自体が限られている状況です。加えて、本日の資料にもあるとおり、バリアフリーな観光地づくりを進める制度的な土台自体が整っていない自治体がほとんどです。こうした状況を踏まえ、今後の方向性としては 3 点申し上げたいと思います。1 点目は、行政が保有する整備状況データと、私どものような当事者、民間団体が持つ現場の情報を掛け合わせ観光客にとって使える情報として発信する仕組みづくりです。2 点目は、宿泊事業者や観光事業者に対する心のバリアフリー研修の機会創出です。本日の資料でも認知度が約 22%にとどまるとありましたが、接客現場での理解が広がることは、施設の物理的な整備と同じくらい重要だと感じております。3 点目は、基本構想が未策定の自治体への支援です。これは民間だけでは進められない部分も多く、国、自治体、民間が一体となって取り組む枠組みをぜひご検討いただければと思います。観光立国推進基本計画でユニバーサルツーリズムの推進が明確に位置付けられたことは、私どものような現

場の取組にとって大きな後押しになります。東北がその実践のモデル地域となれるよう今後も現場から声を上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

岡会長

はい、ありがとうございます。これも非常にポイントになるところがあり、また後でいろいろとお話させていただきます。同じバリアフリーツアーセンターですが、みやぎアピール大行動実行委員会の及川委員からのご意見ありましたらお願いいたします。

みやぎアピール大行動実行委員会 及川委員

はい。及川と申します。貴重な時間をいただき、ありがとうございます。仙台バリアフリーツアーセンターでも活動している立場から、観光立国推進基本計画でも重要政策として位置づけられているユニバーサルツーリズムの推進について申し述べます。なお、ここからは時間の都合上、ヘルパーの中田さんに代読をしていただきます。「車椅子で入れるお店、宿泊施設はありますか」、「目が見えなくても楽しめる観光スポットを教えてください」、「多言語で見られるバリアフリー観光マップはありますか」、これらは実際に寄せられた相談の一部です。旅行に行きたいという思いがあっても、自分の障害状況で観光を満喫できるのか、そもそも利用できる移動手段があるのか、食事や買い物を楽しめる場所があるのか、スムーズに宿泊できるのかなどを詳細にリサーチして環境を整えることが求められます。私自身も車椅子ユーザーですので、旅行の際は必ず移動手段や訪問先などのバリアフリー状況を確認します。多くの人が考えなくていいことを考えることから、障害者高齢者の旅行は始まります。このリサーチが不十分だと有名観光地、有名飲食店の通路や入り口で10cmの段差を呆然と眺めることになりかねません。中にはそうしたリサーチをすることが大変で、旅行を諦める人も多いと思います。いかに移動、宿泊、食事、買い物、情報をつなぎ、環境整備と合理的配慮、妥当な調整を進めていくかに尽きると考えています。バリアフリー観光の推進は、差別解消の枠組みを踏まえて考える必要があるということです。基本計画でも情報発信の強化、ハード・ソフト両面からの環境整備が挙げられています。これらを具体化する方法は幾通りも考えられるものの、人口減少が顕著な東北においてハード・ソフト両面での整備を推進するには、施策をより具体的にし、移動、宿泊、食事、介護情報、それぞれのニーズに即した観光、交通、生活支援との連携による政策展開が求められます。そうした多面的施策展開によって、不安や障害が解消すれば、旅行者の行動範囲は広がり、滞在時間も地域の消費も増えていきます。そうした観点からもバリアフリー観

光に取り組んでいきたいと思っています。以上です。ありがとうございます。

岡会長

はい、ありがとうございます。具体的に我々も含めて持つてる情報が、障害者の方々の旅行の時に必要な情報としてうまく整理した形で提供できるかというところも一つポイントになってくるんだろうなと思っています。分科会での一つの議題とすることも考えさせていただきたいと思います。そこで、今いただいた方々の意見も踏まえて、今回、日本ホテル協会東北支部の松崎委員からも、ホテル、宿泊という点からどんな考え方でいらっしゃるか、ご意見をいただければありがたいです。

一般社団法人 日本ホテル協会東北支部 松崎委員

はい。ホテル協会の松崎でございます。以前、バリアフリー法が変わってから大規模改修や新規のときなので、古いホテルは最低限一室ですとか守っていないホテルはないですが、少ないのはおっしゃる通りなんだと思います。以前この会でハードも大事ですが、心のバリアフリーとしての情報発信とおもてなしの方がもっと大事ですという話もいただきました。そういった視点で、私どもの会社のホテルメトロポリタングループでも、あるいはホテル協会でもそういった話をしております。それから、解決できるものとして、先ほど福島佐藤様や加藤様からありましたが、交通機関等のお話の前に受け地として宿泊が確保できないと旅行ができないということもあり、ユニバーサルルームをたくさん作るということだけではなくて、例えばレンタル備品の備え付けなど、できることからやってみないと今思っております。私も、年老いた父親がいた時に温泉に入りたいということで、寝て入れるお風呂を探し、なかなかなかったのですが、HPで探し一箇所見つけてそこに連れて行ったということがありました。仙台に来て十年になりますが、ご高齢の仙台の方で、お子様と一緒にホテルに泊まりたいという方がいらっしゃって、地元の当社のホテルのバリアフリールームに年に何回もお泊りいただいていて、その方から直接お話を伺ったことがありますが、そういう意味では、先ほども何人かの委員よりお話がありましたが、積極的にバリアフリースーツリズムというものを、受け地だけではなく移動手段、それから特に情報発信、Wi-Fiの話もございましたけれど、東北としてできれば本当にいいなと、これは感想となりますが思いました。以上になります。

岡会長

ありがとうございます。時間があまりないので、最後に仙台国際空港株式会社様、Webになりますけれども、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。（接続不良）接続の状況が芳しくないようですので申し訳ございませんが、少し進行を進めさせていただきます。空港の関係は非常にいろいろ新しい話題もあり、コロナ以降、仙台空港も新たに1階部分のフロアの改築とお店の整備等含めて積極的にされているようで、その空港内の1階部分のエントランスでいろいろと交流を持てるようなスペースを作って、様々なイベント等をされているということもマスコミを通して報道はされているものです。そして、具体的に移動というところで実際に我々が知らないところに、こんなものがあるよというお話を少しお聞きしたかったところでしたが、一つ面白いのは、自走のお掃除ロボットが空港内をまわって掃除をし、カメラもあるので安全管理としても機能するというシステムで入れているというのも、もう何年かになりますから当たり前の傾向になってきていますけれど、多分ここからさらに移動というところでいくと、羽田空港第一ターミナルでは、自動の車椅子で保安検査場から搭乗口までスムーズに移動できるというシステムを实际導入されているので、そういったものが仙台空港でも取り入れられればというような期待はあります。そういう情報も出てくればと思いましたが、申し訳ありませんが、繋がらないということで、それでは、最後に、東北工業大学の石井先生の方からお話をお伺いできればと思います。

東北工業大学 石井委員

はい、東北工業大学の石井です。本日は皆様の様々なご意見や、実践活動やご提案を拝聴いたしまして、とても勉強になりました。そして、岡先生からも本会の運営のあり方、進行のあり方を少し工夫されたということで、すごく今日良かったなと思っていて、それぞれの皆さんからの実践報告、それからその中にあるご提案が、本当にいいなと思うようなものが出てきて、すごく前向きな分科会の議論になったのかなと思います。これまでだとどうしても、今日でいうと資料1の数値目標を見ながら、達成状況はどうなんだという話になるんですけども、難しいものは難しいわけです。もちろん間違いなくその目標に向けて、関係自治体や、団体の方で整備を進めていくというのは必要なことだとは思いますが、それをやっていくことで、少しずつでもその数値は上がっていくけれども、やはり数字だけでは見えないことというのは、今日の議論の中でも、すごくお話を聞いていてもわかりました。結局、100%になったから、じゃあみんな満足かというところでもないでしょうし、割合が低くても、いろいろな皆さんの活動の中で補うような行動であったり、工夫であったり、活動が見られて、むしろそういうことの方を表に出していくことの方

が、この東北の分科会としてはすごく大事なのかなと。数字で東北の状況を考えると、自治体の財政状況や民間企業の体力を考えても、数字の目標はすぐに達成が期待できるものでもないとなると、今日あったような団体さん、民間の企業さん、自治体さんが様々な取組をされているところで、その数字を埋めていく、ある意味では岩手県さんの資料にもありましたけれど、主体的にまちづくりも含めて関わるといふ取組や活動が、何かすごく大事なのかなという気が改めていたしました。そういう意味では、そういった団体さんや企業さんの主体的な取組を、自治体さんは応援する、それを一緒にやっていく、そういうような立場や視点になっていくと、もっともっと広がりを持っていくのかなと思いますし、こういう東北ならではの様々な課題、気候、気象条件の中でのお話もありましたけれども、東北の地域ならではの工夫や、地域で実際にやられている、もしくはできる対策みたいなものも、もっと具体的に議論できる、そんなようなヒントも今日はとてもいただいたような気がします。今日お話のなかった団体さんやここに参加されていない団体さんも含めて、様々な地域で取組をされていると思うので、是非そういう取組をうまく拾いながら表に出していき、そういうものをつなぎ合わせながら、東北全体の移動の円滑化、バリアフリーにつなげていくような、この分科会がそのプラットフォームになっていくのであれば、すごく実のある分科会であるのかなという思いがしました。今日はとても皆様の活動を勉強させていただきました。どうもありがとうございました。

岡会長

ありがとうございました。議事4その他です。事務局からお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

東北運輸局 田村課長

はい、事務局の東北運輸局の田村です。最後に、本日はこの資料の議事にございますとおり、委員の皆様からたくさんのご意見を頂戴しておりました。本日は時間の都合上、その全てをご紹介することができません。大変申し訳ございません。いただいたご意見につきましては、評価会議に報告してまいります。なお、ご意見に対するコメントと対応状況等につきましては、後日改めて皆様にご報告申し上げます。以上です。

岡会長

引き続き、東北地方整備局様の方からお願いします。

東北地方整備局建政部 池田住宅調整官

はい。国土交通省東北地方整備局建政部の住宅調整官の池田と申します。時間の都合上、資料4につきまして、項目のみかいつまんでご紹介させていただきます。建築物のバリアフリー等に関する昨今の話題ということで、情報提供でございます。まず2ページ目です。第4次バリアフリー整備目標が設定され、その中で建築物に関して、現行の適合率の数値目標の更新に加え、赤字ですけれども、一部公共建築工事につきまして、当事者参画の実施割合が追加されました。続きまして、3ページでございます。税制に関してですが、令和8年度税制におきまして、特別特定建築物につきまして、補助事業を活用してバリアフリー改修を行う場合に、税制に関する負担軽減措置が与えられるということで、関係自治体、関係団体等に周知をしていきたいと思っております。最後4ページから7ページにつきましては、関連した情報提供でございまして、昨年の骨太の方針の中で女性用トイレの利用環境問題の改善が位置づけられ、関係府省連絡会議での議論を踏まえて、4ページにございます大きく3つの方針に沿って取組が政府の方でなされてございます。好事例の事例集の公表ですとか、関係団体への呼びかけ、また方針2のところがございますが、国土交通省の方ではトイレの設置数に関する基準の点検・見直し、またガイドラインの公表というようなことを行ってございます。最後7ページのところにガイドラインのご紹介をしておりますが、黄色ハッチの②のところ、例えば男女の性差を踏まえて、トイレの待ち時間が男女で平等になるように原則として利用者が男女同数であれば、女性便器の数が男性便器の数以上となるような基準とすることというような踏み込んだ記載がされているということでございます。以上、情報提供でございました。ありがとうございます。

岡会長

ありがとうございます。一番最後にトピックスとして非常にホットなもので、昔から社会問題になっていますこのトイレの問題、私実は修士課程で道の駅のトイレに関してやっていて、非常にこの資料興味があって、もっと深入りしたいところですが、時間もないので今日はこの辺でということにさせていただきます。申し訳ございません。それでは、本日の議事等に関しましては、滞りなく終わらせていただきます。事務局側からも先ほど申し上げておりますとおり、皆様からいただいているご意見等につきましては、本会議の評価会議の方にご報告をさせていただくという

ことで、皆様の方にお伝えしたいと思います。よろしくお願いいたします。本日は大変長い間ありがとうございました。これにて事務局にお返しいたします。

東北運輸局 佐藤

はい。岡先生、委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。最後に、東北地方整備局企画部環境調整官の大平よりご挨拶申し上げます。大平調整官お願いいたします。

東北地方整備局企画部 大平環境調整官

はい。東北地方整備局企画部で環境調整官をしております大平と申します。本日は委員の皆様方から多数の貴重なご意見を賜り誠にありがとうございます。本日いただいたご意見につきましては、雪道での移動の安全確保など東北地域特有の課題も含めて、国土交通本省とも共有し、今後のバリアフリー施策に反映させてまいりたいと考えております。また関係部署をはじめ、関係行政機関や施設設置管理者の皆様と情報共有を図りながら、心のバリアフリーや施設の設計から施工管理までの当事者参画など、より一層のバリアフリーの取組の推進につなげてまいります。本分科会におきましても、引き続き委員の皆様方をはじめ、関係者の皆様方からご意見を頂戴し、相互理解を深めるための意見交換の場として、より充実したものとなるよう努めてまいりますので、今後ともご指導ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本日はお忙しい中、本分科会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

東北運輸局 佐藤

それでは以上をもちまして、第8回移動等円滑化評価会議東北分科会を終了いたします。本日はご多用の中、皆様ご出席いただきまして誠にありがとうございました。